

關野濟安聞書

乾

清和天皇 人王五十六代 惟人

貞純親王 四品 号桃園親王

經基親王 (正四位上總介鎮守府將軍 始賜 源ノ姓 号六孫王卜)

滿中(仲) (正四位下撰津守鎮守府將軍号多田新 放右馬頭 母武藏守繁有女)

賴光 (撰津守正四位下鎮守府將軍 母近江守源俊女)

賴信 (從四位下河内守鎮守府將軍 母陸奥致忠女)

賴義 從四位下伊豫守鎮守府將軍

義家 (正四位下陸奥守鎮守府將軍号八幡太郎 母上野守(介)直方女)

義國 (從五位上下野国住足利式部太輔 母中宮亮有綱女)

義重 (清和九代新田太郎大炊助慶長八年 自家康公諡征夷將軍号法名上西)

義季 德川四郎

賴氏 世良田三河守

教氏 世良田次郎

家持(時) 世良田又次郎

滿義 世良孫次郎

政義 右京亮

親季 修理進

有親 左京亮法名長阿彌

親氏 松平太郎左衛門尉三河守法名德阿彌

泰親 内尉太良左衛門法名祐全

信光 和泉守法名月堂

親忠 右京亮次郎三郎法名西忠

長親 竹千代次郎三郎出雲守藏人

信忠 左京藏人法名道忠

清康 次郎三郎号世良田法名道甫

廣忠 岡崎次郎三郎慶長八年贈号大納言

家康 (源家中興号 東照大権現宮)
從一位大政大臣征夷大將軍

秀忠 (從一位大政大臣)
征夷大將軍法名台徳院殿

家光 (從一位左大臣征夷大將軍)
贈大政大臣法名大猷院殿

家綱 (從一位右大臣征夷大將軍)
贈大政大臣法名巖有院殿

義綱卜本書二八認又有之候

綱吉 從一位内大臣征夷大將軍

御先祖

親氏 正慶元年壬申誕生、松平太郎左衛門尉(一三三三)

応永元甲戌年六十三歳四月廿日卒、法名芳樹院殿(一三九四)

俊山徳翁大禅定門

是者徳阿弥と申候、三十一歳の御時、三河国

松平の郷こへ被成御座、於大樹寺被成じゆ二寺僧ざそう一也

折々酒井の郷へ御越被成、名もなき者の

腹に御子壱人有之、其御子徳右衛門殿と

申、酒井雅楽頭先祖歟

徳阿弥殿、正慶元壬申年、父に御はなれ御母儀

に三歳ニて御はなれ、乳女かくしそたて申也

義貞方に成給ふによりて尊氏勢強キ

ゆへニ徳川の郷中にかくれ乳女の恩にて

十六歳まで居給へ共又乳女にもはなれ

て十六歳の春、徳川を出牢人しやうらうじんしたまひ

十四五年諸国流牢るし爰かしこに

やとり給へとも御心のまゝならずして三河

酒井郷中こへ立寄せ御足をやすめさせ給ふ

折節、御徒然とせんさのまゝ名もなき者に

御手を付て御子有と聞召、扱わと思召

大樹寺にて寺僧を被成給ぬ、松平の郷

中にて太郎左衛門と申て有徳(有徳なる人)成人ひとり独娘

を持けるが、此徳阿弥殿をむし取て跡式

を渡し隠居して心安あらんと思ふ、なに

としても只人には有間敷と思われ

しと也、徳阿弥殿をむし取に取栄ける

事八頓而なり、此御人はや太郎左衛門譜代

の者八不申及其郷地頭のもの共も

此徳阿弥殿を重し情ふかしと思ひ付なり
是と申も太郎左衛門有徳成故に所々の百姓に八
不申及他領迄米銭おほく有之によりて
備し給ひ成しものは返弁次第ニ御取不成
者八甚まイ其也、是によりて其郷又は他領迄
も是非何事もあれかし御用ニ可立と口に
出して申と也、太郎左衛門親氏、長雨のつれ々
成日に其郷他領の者とも伺公（候）いたし、よも
山の事を語出かたりシ御機嫌をうかゝひて有所に
親氏被仰出八、我昨日今日といへとも十二三
ケ年有しに譜代の主のことくに大事に
思ひ何事成共我さへ口に出すなら八命ニ替て
後前（昨）もなく思はるゝ也、昨日今日の牢人
なれ八皆々を便（たより）と慰なぐさむなりとの給へ八、みなく

申上げるは、御内の衆は不及申（申すに及ばず）他領迄も
御慈悲（ぢひ）ならぬ方なし、御内の衆にも御奉公立（奉公だて）
はおとるましき、と他領までも申也、民百姓
乞食貧人等に至まで御哀（あはれ）ミをくわへ給て
山中の事なれ八道ほそく石高し、木の
枝の道へさし出荷物ニ懸る所おはよき・まさ
かりにて切、又、鎌（鎌）・くわなとを持セ出給ひ木の
根の出る所をほりすて、セはき道（狭き）をひろけ
出たる石を八ほりすて川溝ニ橋（はし）を掛道を
作り人馬の安穩（あんをん）にと昼夜御油断なく
御慈悲をあそはし給ふ事、往還の人
喜悦の思ひをなし候事八何の御不足
かあるへきと申上ければ、御涙（なみだ）をなかし
被仰出候八、我か先祖十代前に尊氏に

居所を払れて爰かしこと流浪して終に
本望もつとくる事なし、我又此国へ迷ひ来り
て今八少心易八思へとも此国八尊氏かた
おほし、皆々我を引立候事は仏神三
宝も御哀あわれ三有か、我に一命をくれ十代に而は
ホのあたりを少宛つぐも切取、子ともに渡すなら八
代々切取て末十代の内には必天下を治、尊氏
先祖を打取とりて本望を八とくへし、と
被仰けれ八御内衆他領の出入いたせし衆
一同二申上げる八御先祖を八只今こそ承候へ
其儀八兎とも角かくもあれ年月当君とうの御
なさけあめ山難レ忘存候而各々寄合別の
儀を八語不申、扱も〳御慈悲御情此御恩徳おんどく
を八何として下臈成らうともおくり申さで八

命なからへ不入いらざる事也、只今に成とも二ツなき
いのちを奉りても御恩賞をんせうニは替へかたし
と申也、親氏はを聞召て面々申出事
恥入はちたり、我面々に何を以て慈悲をする共
不覚、又何をもつて情共不レ覚、又何を以
面々に思ひ付れん事とも不レ覚ニめん〳〵
左様に申さるゝ事分別に不及、不審ふしんに
こそ思ふなり、と被仰けれ八、面々申上候八
御慈悲と申事八御存なく候や、あれに
祇公しこう（伺候）申五三人の面々八十罪の御科とがを仕
ものなるに、母子ともに至まで水火のせめ
にて殺ころさせ給ふへきを、女子共眷属けんそく迄
御ゆるし置くゝのニならずあまつさへ
いつものことく御前へ被召出むかし昔にかわらす

被召仕候事八是に過たる御慈悲八あるへくや
あのもの共の一類又女房共の一類二三拾
人御座候、其者共迄も人より先に命を捨て御奉公申上候はんと存、定さだめ而罷在也
あの者共と女子の一命くたさて八御恩は未
世までも此世二而八難かたし報ほうし、此恩おんに八もゆる火
の中へも御奉公なら飛入らん、と一心に
思ひ定め罷有、口へも出し申也、と申上れ
は、扨八面々も心に入れてかせき、尊氏を敵と
申たるによりて、昼夜かまりかせき、我わ
外に用心きひしく被仕候事御祝しう着ちやく
に思召るゝ也、寒時八何時成共内へ入て口を
あたゝめ、昼夜なしに参候へ骨折御身に
あまりて被思召候に、近く参て膝ひざを直し

て緩(ゆる)々と罷在れと御情け八天山(あめやま)忝身に
余りて存候と申上候へは、御言葉も不ことばレ被レ
出御なミたをなかし給へ八各々も感涙かんるいを
なかし御前を罷立、雨露霜雪をもちと
わす用心御奉公仕候事は尊氏を御心懸
有と被レ仰候故なり、はや皆々御奉公立に
中山七名を切取上候へ八其年の物成を
皆々へ被下也、彼科を仕たる五人のもの
一番二乗込三人打死仕候也、二人の者は多ク
の疵きずをかうむり手柄てからを仕事人界にて
かやうなる働はたらき八いたしかたしと申候へ八御涙を
なかし御自身立出給ひ跡を能御吊(よく)吊たひ (甲)
被下候と也、御子太郎左衛門尉泰親へ御代を
御譲り給ふ也、彼酒井の御子御尋御対面たいめん

有、尤御疑更になし、雖レ然人の一跡を継
給ふ上八惣領に八云かたし、家のおとな
と被成徳太郎殿と申也

泰親 貞治三(一三六四)甲辰年誕生、世良田参河守

松平太郎左衛門尉、永享八(一四三六)丙辰年九月廿三日

七十三歳卒、法名良禅院殿秀山祐全大禅定門

此泰親も御父に劣おとらせ給八さりし弓取

と申、御慈悲中々難レ申尽、其比大臣殿勅勸

を為いた蒙給ひて三州へ御牢人ニて下りた

まふ、無レ程御赦免有之給ひて御帰京

と申其時、内々被聞召泰親を御不便(ふびん)

と被思召、便能八禁中へ被せられ二奏聞一可給と

御心懸二付、国中大小仁名しんの有侍を御尋御供

と有し時、源氏の嫡ちやくにて渡らせ給へは

是これにましたる俗性そくせうなし、泰親御供候へと

被仰出て御供被成候也、是と申も御哀

みを被成候故也、京都にて色々御才覚あ

れとも尊氏威勢つよく、今更難レ成故

に先々此度はかくれ忍ひて時節を待候へと被仰

泰親御下り也、其よりして参河国への綸旨りんし二八

泰親と被仰下給ふによりてはや国中の侍

民百姓たみに至迄恐をなさざる者八なし、松平の

郷を出給ひて岩戸(津)に城を御取立被成居城と

御定め被成也、其後岡崎に城を取立給ひ

て次男に渡し給ふ、岩戸八御惣領なるにより

て和泉守信光に御代を譲ゆづせ給ふなり

信光 応永十一(一四四)甲申年誕生、和泉守左京亮

長享二(二四八八)戊申年八拾五歳、七月廿二日卒ス

崇岳院殿月堂信光大禅定門

和泉守信光、岩戸城に被成御座、御子四拾八人

有之、是によりて松平多し、四拾八人の御子先

四十八騎御譜代の者合テ百四五十騎此殿より

御家は大に御成し也、此殿、男能長高く力(強力)

御分別御慈悲情ふかく智恵御座候故に参州

中の侍手入を仕候也、猶々御内衆何事も御

奉公を大事と仕候へ八親子のことくに被召仕

なり、此殿をのけて主八なきものと心得御奉公

無隙弓矢を被レ取也、凡三国中に八無レ双候なり

はや西参河の内三ヶ二八切取給ふ、おきふ(大給)徳久

の城を責取て次男源次郎殿に被下也

其後安祥の城を思召懸られて手立を

被成候八、伊勢おどり来て爰かしこにておとる

それにまき(紛れ)れていかにもふりよく結構二仕立

拍子をそろへ(ふへ)笛五ちやう・鼓五ちやう・かねたい

鼓ニツつゝ打はやして爰をせんとゝおとり(先途)

安祥より十四五町程けちくわんにて西の

野にてこそ法楽のおとりをおとるなり

とふれさせて心をつくしておとり

ければ、安祥の城を打明て男女共に

不残見物に出にけり、其跡にゑたりや

とて其まゝ付入て城を手間も不入御取

被成也、三男親忠に御讓給ふ也(一四三八)

親忠 竹千代、次郎三郎、永享十戊午年

誕生、右京進、明応九庚申年八月十日六十三

歳ニテ卒、法名松安院殿大徹西忠禅定門

親忠の御代には何成共異議申者(異議)

吉人もなし、信光の能^(よき)仕置を被成候而
御跡迄も猶誰^{たれ}人も異議^{いき}不申となり
其上親忠は信光の御仕置少も無違^{ちがい}
やうに被成也、譜代の者吉人を一郡二郡
にかへかたしと信光被仰を何事そと
思ふに人より宝^{たから}八なしと御言葉を聞て
感し奉り御慈悲^{ぢひ}御情は信光公より
ましかと大小の者共申となり、被仰出候事
何事も皆々感^{かん}涙^{るい}をなかしけり、世の中
代々替^{かわり}目^めには家老^{かろう}出頭^{しゅとう}人我まゝ有リ
事多し、一門一家ひろき八猶々心々に成ル
もの也、下々まで少事をも大^イに云なし
吉人いへは万人^{ばん}語つたへここにこか付^キ

家老^{かろう}出頭^{しゅとう}人大方悪^シ事八なけれとも
色々に付邪魔^{しゃま}か出来恨をうくるもの
なり、家老出頭人二代なしと申也、君方
悪事あれ八必^む謀^{ほん}叛^(興)をおこし申と也
唯^た人^{ひい}八^き鼻^き肩^き々々かあたとなれり、下民^{たみ}百姓
に至^{いたる}迄心入の家老衆、君のためにも宝^{たから}也
末々までもさかへ給ふへしと信光被仰
と也、この信光八親忠・長親の御代迄
御長命也
長親 竹千代、次郎三郎、出雲守蔵人
^(一四七三)
文明五^{癸巳}年誕生、天文^(一五四四)^(十三脱)甲辰年八月廿二日
七十二歳卒、法名棹舟院一閑道閑大禅
定門
長親まで御代々御慈悲^{ぢひ}御情世に類い

なし、いかにとして御恩忘れ参せんや、長親
 侍共を被召寄、面々何と存候そ、伊豆の
 宗雲、伊勢新九郎たりし時駿河の
 国今川殿の名代に手入を仕、定て我を
 可責ためなり、如何思ふとのたまへ八、御身に
 懸て御合戦一段御尤と存也、皆々一同に
 申上候、夫弓矢を取物の習に八敵者
 無勢、味方八多勢成共すましき軍
 も有、何況や敵八多勢、味方は不勢なりとも
 せて(しないで)不叶もあり、此度の儀者如何ニも敵多
 勢成ともせずして八不叶軍なり、我か
 娑婆の寿命今日を限そ、面々八何と
 思われ候や、と被仰けれ八各一同に被申上候八
 敵多勢成とも今度は不被成して不叶

して不叶御事也、今度は実否の御合戦
 なり、日比(日頃)の御恩賞八此時也、若不被成に
 おひて八事もむつかし細々可寄来、此度
 御勝被成候八、三河衆大方御味方ニ可参也
 時刻御移させ給ひて八如何なり、日比の御なさけ
 御譜代の御主の御一大事也、御馬の先ニ而
 討死こそ本意なり、死出三途の川を御供
 申こそ弓矢とりの面目也、と申上けれ
 は、長親御涙を流し給ひ、我小身なれ八
 ケ程甲斐々々敷譜代の武士共に其儀
 宛行事不成、只今目前にて討死させ
 事の不便(ふびん)さよ、妻子をかへり見す恩も
 なき主に一命をくれて諫る事の有難
 さよ、主なからも恥敷思ふ也、伊勢新九郎

大将として駿河・遠州・東三川三国の人数
壹万余にて有所へ五百の内外にて軍をせん事
は蝻螂かおのを取ることにし、さらは(されば)今生の
暇乞に酒を出せ、と仰ありて広きこ(おけ) 二酒を
入て盃を多く浮へ出しける、長親、盃に
一ツ請給ひて、面々に盃をさし度八思へとも
時刻延る間、此酒を桶へ移すなり、盃と思ひ
て給候へ、と被仰けれ八感涙をなかし思ひく
に是を請て戴いたき吞の、御前を罷立御急き
被成候也、安祥あんちやうの城を出給ひ矢作川を越
させ給ふニ、新九郎聞きて、さらは備を出せ
軍をせん、敵は小勢なりと喜よろこひておめき
さけて段々に出る、敵方には東三川衆先手
牛久保の牧野・二連木の戸田・西の郡しほりの鵜殿・

つくての奥平・たミねの菅沼・長篠の菅沼・
野田の菅沼・したら・すせ、西向(西郷)、いなの本田、
吉田衆、遠州衆にはうつ山・浜名・ほり江・
いのや、奥の山・犬井・二股ふたまた・浜松・まむし
塚・原川・久野・懸川・高天神・はいはろしゆ
其外は小侍也、駿河衆八新九郎旗本はた
として我不劣(我劣らじ)と先陣を争あらひ段々に備を
立、蝻螂かおのとかや勇むらみにいさミて事とも
不思と也、長親八いかにも心をしつめ給ひて
造物の犬の尻をねらふかことくに大軍
を白眼(にらみ)居てかひくしつくと懸らせた
まふ、味方の者共度々の事に逢つけ
たる者共なれ八林藤五郎・酒井徳右衛門・
宇津三郎右衛門味方の衆をいさめられて

いわく敵方より味方を小勢と見て愈おこり
かゝる軍八勝へし、敵方よりかさをかけ勇共
動顛すへからず、小軍か大軍にかさをかけ
られそれに驚て勇は物前にて勢気か
ぬくる(抜ける)物也、敵は何程もいさまばいさませ
よ如何にも心を大事として真に成て
進よ、胸の中に八日比の御恩御慈悲を思ひ
大将の下知なくて勇共ついて懸る事
なかれ、遠くより来りきたひるゝ也、かゝるに
おくれくち退様に跡を見る事也、のくに
おくれくち、ほんのにけかかくしにけかを見る
事也、にくるにおくれくち、是三ツを思ひ出て
かゝる事なかれ、位つめにして鎧を入へし
然時は敵方 弥 小勢と思ひて下目に

かけて鎧を入へし、そこに一足無間(絶え間のないこと)と
心得て立所を不_レ去してじりくくと鎧お(を)ふせ
ておりしひてと也、ねつよくつき入へし
鎧をふせておりしひて下也(下なる)そこをつい
てかゝるを一二の手迄つきくつさせ八また入替て
おりしきて待かけて、はつしとこたへ
なはかさをかけたる敵は必にけ(逃げ)へし、敵に
くる(逃ぐる)共おふ(追う)へからずして動顛なく真丸
に成て二の目を待、二の手もくつれたりとも
旗本又八後備の崩れさ(ぎ)る内は何と敵方
崩る共乱さすしてかたまれ、小勢はかた
まりて中を切とおられぬると云て三人衆
あとへなり先へなり大軍より鎧を入させる
事 つもりて懸る、案のことく敵方

よりいれてつゝめて掛るを一二の手迄つきくつせは
入替て懸るを折敷て待かけて引請て
突崩は、脇より又入替てかゝるを長親の旗
本にて待請て突崩させ給へ八、新九郎旗
本まで逃懸る也、はや夜軍になり敵味方
見分ケかたく候へ八新九郎も引退、長親も矢作川
を越へて川お(を)前に当て御旗を立給ふ也
新九郎、敗軍の時、其まゝ押付給八、勝給ふ
へきに、軍兵共せいきれてつかれたるゆへそこ
を引退給ふ也、合戦の場八川向ひなれは
新九郎、陣場の下手なれは夜明て新
九郎方より今夜の合戦八芝居を取たる
間此方勝と云てよはわる、長親、皆々に
御逢今度晴ケ間敷馳向走舞日本に八
有間敷也、我人数八駿河人数廿人に一人
なり、一万の人数に五百の内外にて勝たり、是
と申八皆々我に常々心入、口にものへかたし
又皆々申上候八、殿の御心をしつめ給ひ
御勝負を能御覽被成、横備を御旗本方
懸らせ給ふ故なり、又長親被仰候八、今度の
合戦八我求めたる合戦にて八なく、我身の
火を払八んとおもふゆへ、何しに命惜しからん
や、何れもかセきを見、我なから恩なき主と
思へは恥ケ敷はかりなり、林藤五郎・酒井
徳右衛門・宇津三郎左衛門三人の者は跡へなり
先へなりかセき軍の手たて皆々油断
なきやうに申分迄も申し候へ八、我も心付
候也、乍去爰に不審成事八今度の

合戦八勝なりと初に申八此事何と案し
 候へとも我胸むねに八合点かってんなし、三郎右衛門申たる
 事なれ八語かたり給たまふ切に成也、若者共に
 聞きかせ給へ、皆々もはや被仰上候へと申候
 得者、三郎右衛門申上候八、御尋なれは申候、先
 此伊勢新九郎八牢人むらうにて駿河へ参仕合也
 何と仕たる大将分しやうに八可成候哉、先御人数
 小勢なるを弥かくして小勢に見せ候へ八
 敵おこりつよく小敵と思ひあなとりまた
 先手の分八皆三河衆なり、新九郎道々
 遊山酒盛にて道おをも二三里つゝ被参候間
 遠州・三河衆内甲うちかふとを見あなとる也、又三河衆
 遠州衆先手に仕候間、駿河衆・遠州衆・三河衆脱力あなあな
 とりて我先にと争あらしひて中間なかまもめるよし
 是にて八評定不相と承候、先手分に一当あて
 強つよくくあて候八、今度の合戦にこりて後々
 は皆々御味方になるへし、駿河衆重而三河
 国へ手出は成間舗也、殊大将八伊勢
 新九郎也、誰人か此下知に付可申候哉
 一当あて候八、にけへし、爰を以テ御勝
 と申也、殿へ参河衆頓而手入有へし、必御
 懇ねんじゆ有へし、と申上けれ八、長親御手を
 上感涙かんるいをなかし給ふ也、如レ案田原の戸田
 申ける八、駿河を頼て八上下も六借むっかし、長親
 を好申合、駿河と手切可仕、と申を新九郎
 聞て、我八西郡の城普請を見て頓やかて而帰らん
 とて馬廻りの者計引つれて出けるか、西郡
 系八不参して直すくに吉田へ引入、諸勢は

是を聞足々に成て吉田へ引、其より新九郎
 西三河へ出事ならず、三河衆大方長親御旗
 本へ参也、長親八安城へ引給ふ、其後八
 弥国中の者共異儀いぎに及者なし、松平
 内膳殿に八桜井の城を参らせられて
 三男甚太郎殿へ八青野城を被為参
 松平勘解由殿へ八藤井の城を参せ給ふ、同
 右京殿へ八ふつかま(福釜)と東はた(東端)を参せ給ふ
 信忠へ安城を讓ゆづりせ給ふ也
 信忠延徳二年(一四九〇)正徳二庚戌年誕生、竹千代、次郎三郎
 左京蔵人、享祿四辛卯年四拾二歳七月
 廿七日卒、法名安栖院殿終孝道忠大禅定門
 信忠、此君八御幼少の時八御代々をよく
 被るレ継つかと諸人民百姓まで悦、十二三歳迄八
 ほめる事也、十二三四五美男の御そたち
 中々難二申つくし尽一、然共御酒女色に御心を寄
 られ御奥方にて昼夜共に御酒もり
 琴三味縁(線)に日を暮何しあたる御仕置も
 なく表の御臺たいところ所方八殊の外御つめ御欲よく
 は筆ふてにもつくしかたく、諫いさめめ奉らんと
 皆々談合すれ共年中表おもてへ被為出
 されは一日暮しに仕しと也、長親公の
 御恩を思ひ出して有けれ共此殿日を
 おくる程悪敷候てミなめいわく迷惑仕也、先の
 主君に八替り給ひて御慈悲しひの御心も
 なく御情けもなく十四五より奥にて御
 そたち、奥の御臺所八(ママ)いるへりもなく
 女房衆朝夕の御遊あそひ、夜は鳥過まで

御酒盛、昼八午末の時迄御やすミ、折々八御使
 にて町人百姓に課役くわやくを御懸、御一門の衆も
 我々（我儘カ）になりて随ふ方もなし、増て国持衆八
 我々（我儘カ）に成て随ひ申者もなし、纔に安城
 計を（持せ給ふ 脱カ）此君の御代を為繼給ふ事（継がせ）八難成
 何事も有ならば長親の御子八いつれも
 同事也、次男の内膳殿を御代ニ立、信忠を八
 脇に置申さんといふ人多し、其中に筋目
 を思ふ衆の申ける八、各の仰尤也、然と八申
 セとも長親より内膳殿へは桜井の城を
 被られ遣人をも分おくけて被遣給ふ、信忠八惣領
 なれば安城を讓ゆセ給ふ、其上度々の走廻
 の衆旁達を始て多く被付給ふ事八
 別の儀ならず、君の御所存なきなくは
 各守立もりたて申せとの義なり、君の御無器用
 にて各をはしめ我等式（武）まで御言葉懸かけ
 もなし、慈悲の御心もなき事八各我等
 までも婦（武）のあしき事なれ共長親の御
 見立又八あてかひのことくにも被成、殊に
 何れも我人も御譜代ふの者なれ八今更
 棄置給ふならば御一代の武辺も捨すたり
 家の名字に疵付申さん也、我等式は此
 君を御主と所（あまぐさうしん）仰也、と申せは、弥長親の
 御前を背（そむく）にて八なし、内膳殿を取立申さん
 との事也、各も御分別候へ此御家と申八
 第一御武辺、第二御内衆に御情御詞懸ことば、
 第三御慈悲、此三ツを以テ続たる御家なれとも
 三ツ物一つとして調事なく候へ八とて

も御家八立間舗候、長親の御跡八此君の御代に亡ほろひて他の手に渡り申さん事八目の前也、我も人も子を持事八大身小身ともに同事也、惣領かうつけてあとを継事ならずは弟か(聡き)理殿なれ八弟に跡を継つがする習ひおほし、長親も左様ニ可被思召候也、此内膳殿、次男なれ共御子也、此上此君も御代々の引付一門もはつれ給ねは、長親の御跡八立て、末迄も頼もしとて内膳殿を御代に立参せんと云々尤此君の御代を被継間敷と各の被仰も尤道理也、我々も左様ニ存候、御情もなき御主に取当り申も前世の因果也(いんくわ)又々我々の父達の長親のやうなる御主に

取りあたり申さるゝも前世の果報也(くわほう)、然と八申セ共御譜代久敷御主を取替てやぶの傍(かたはら)に住せ給ふを見る事成間敷けれ八其御有様を見参せて泪を押ぬくひてとをるならば譜代の主君をそしに取替たる者よとて人の見る所八扱おきぬ(音)名々字我か心に恥しく有へし、それを思へ八無是非御供申て腹を切申さんなり各八互の心々に可被成候也、各長親の御跡をつふされざる様に内膳殿を御代に立申さんとのたまふも長親の御為なり又我等共か御供申て腹を切らんと云も長親の御為、我々共かケ様に申をも信忠は何とも思召八有間敷候へとも譜代の

御主なれ八一命を参する事八露塵程にも
 おしからず、扱も〱御病者御不器用なる
 ゆへ各かやうにおもひ立れ候と思へは、一人いた
 わり入まいらせ候、はや御家も二ツにわれ申
 由を信忠も聞召て其中にとつとり（頭取）の
 族を御手討に被成けれ八目出度御事かな
 御気の付セ給ふと云ものも有、いや〱何と
 しても御代八継れかたしと申者計多
 し、林藤五郎・徳右衛門・宇津三郎右衛門此
 もの共申上候八、浮世を見申候に、早々御
 隠居被成御尤と奉存候と申候へ八、信忠の
 仰に八、何としても一門を始又八小侍に至迄
 も我等に思ひ付ぬと見へたり、其れを如何にと
 云に一門の者共も門戸をさして出仕も

なし、小侍共さへ出仕をせず、剩譜代の者
 迄も我等を嫌ふと見へたりけれ八早速
 隠居して次郎三郎清康に跡を譲なり
 必々何もを頼也、当年十三歳也、西東を
 不レ知者也、父母にも三人の衆を頼なり
 我八隠居の後八、子共をころし流し候とも
 構八なく候、何次第也、偏々皆々の心次第
 頼なり、次男蔵人に八ねふき（合歎木）を譲るなり
 三男十郎三郎に八見つき（三ツ木）を譲也、乍去
 是も皆々次第也、次郎三郎清康殿系御代
 を渡させ給ひて其座敷より大浜へ
 御隠居なり、各申ける八、如此に可有御座
 と八不存に此前我等共命を惜ミケ程の
 君に御異見を不申事の口惜しさよと

感涙をなかしけれとも甲斐そなき、先奥
系被為成、緩々（ゆるゆる）と御隠居尤と申せは
皆々聞給へ、奥へも入へけれ共女童とも
取付なは未練（れん）もおこりなんとてその
御座より御隠居八昔も今も世にあらしと
なり

清康 竹千代、世良田後八次郎三郎、永延（一五三三）
八（辛）未年誕生九月七日 天文四（一五三五）乙未年

十二月五日廿五歳 卒 法名

善徳院殿年叟道甫禅定門

大永三（一五三三）癸未年、御歳十三歳にて御代を請取

せ給ひてより以来は諸国まで人の用ひ
来る事、此君は御たけひ（低く）きし、御目の内
にひとミニツ有、御形（かたち）八うちおろしの

小鷹（たか）よりも猶見事にけたかく尋常（ちんしゃう）
に諸人愛敬（あいきやう）下須（けす）ちかく慈悲御情
ふかく上下を嫌（きら）ひ給八す、理非の道八
直（すく）にして何を以か奉（たのみ）レ恨哉、此殿の御
育八只人にてなき御生付也、八・九才の御
時より甲斐々々敷者共を被召て八走（はし）り
かゝらせ給ひて膝（ひざ）に御腰（こし）を懸られ、我八
度々に敵と切合勝何とおそろしき物
かと御尋候へ八、此もの共申上るは、すこしも
おそろしきものにて御座なき、と申上
候へ八、何と切合申哉、とたつね給へ八、かたな
をぬきて足をふミニこミニ敵を切ふせ
首（くび）をとり申也、偕鑑を合たると八何とし
たるそ、敵も鑑、味方も鑑にてたゝき合

互にのき候を鑑か合たると申也、と申ければ
御機嫌能御満足なか〜難ニ申尽一、自然も
此者の内討死と被聞召候へ八御落涙無レ限故
ひしとかくし煩候、と申上候へは、細々御尋
候て御文を被遣、好養生候て可罷出と
被仰遣候へは、一門の者共寄合手を合て
感涙お(を)なかし、いつか此殿御成人候へかしと
七・八歳の御事を待かね申也、信忠悪敷
に付、此殿の御心立に付て心有侍八御代を
待程にはや十三の御歳御代を請取
せ給ふなり、皆々悦奉る也、信忠の御時
松平内膳殿へ引退候者も帰参候得者夫々
に被召仕候也、十三歳にて御代を被継
其砌煩候者ともを御尋被成候故無是非

酉年已前に討死候と申上候得者御顔に
御袖を当られ御かなしミかきりなし
御傍近習の者まではお(を)見奉りてなき(泣き)
悲しミ申也、被討死(討たれ死に)の者共を清康公
御聞候て其日御精進を被遊候也、兎角
此殿の御情程は御奉公難レ尽と皆々
申也、切、皆々存候様八、岡崎中山(山中カ)八松平
弾正左衛門殿持分也、唯にて有ならば違乱
も可被申、清康を賀にと可申懸、若
如何と被申なか(衍字カ)らは可為合戦、先持分
中山を可取と寄会谈合究、宇津の左衛門
五郎、忍ひて是を取、其後賀遣跡
と申懸候八、はや中山八被取て成間敷と
思われ、いな(否)と申ならば合戦に可成と

被心得、是にて合点可有とはかりしる御小身なれば皆々の志程御礼難被仰
 若、いなと申候八、合戦に致へし、心易敵な殊ニ各人の身に八宿に用事も有物
 れは清康を能取飼所と存談合を究なるに、昼八詰て夜八式百計宛城に
 岡崎へ使者を立、御縁辺の事申遣候へ八寝る事、世上にて八我心懸ケつよく用心
 中山を被取無是非故聳一跡尤と同意蔽きと可申也、乍去皆々国持衆我に
 して申来る、押付御輿入なり、松平恐怖くらひ八能候へ共、宿を捨て夜昼
 弾正左衛門殿八迹一跡までゆつり隠居なり、詰事八不入事也、少八身お(を)もくつろけ
 御前方行儀貌并方なく候といへ共其ニも候へと被仰出ける、皆々冥加至極の
 清康おほれ給八て一月の内半分八表ニ上意かな、御奉公仕候とは弥不奉存候
 御寝なる、御膳など八猶以表にて被召上也殿様の御姿を見上候へ八、其日八祈祷
 御心立大小のへたてなく御慈悲ふかくに罷成候と存て罷出候と申ければ
 御情懸給へ八、皆人一心におもひつき清康聞召て、内の者と申ながら此言葉
 奉ル、清康公、宣ひける八、皆々我を一心に難忘思ふ也、各達お(を)持候上八天下に心付
 おもひ付ぬと御覽せらるゝに御身と被仰ければ皆々殿様いつれも

御武辺并御慈悲御情を以次第々々に御代(名)罷出しに老若共二三盃つゝ被下よと
お(を)券(書)らせ給ふといへとも六代に絶(続)給へハ御意なれば余リ目出度忝さに上戸
天下を治め給はん事目の前也、此殿御も下戸も三盃つゝ被下、御前を罷立
内衆御目見江に参候へは御膳を被召上各道にていひしハ、只今御定器の御
候時八皆々を被召出候て御汁の御定器せうぎ盃御情の御詞を知行何程の金銀珍
を御手つからあけさせ給ひて面々是物を山程被下たりとも此御情には
にて酒を給よと仰ける、各頭を地に付難レ替、御馬の前にて討死して御恩を
て謹而罷在ハ、何とて被下ぬそとくく報せんより外ハなし、有時皆々心を
と宣へとも猶も頭を地に付て罷在くつろ気させんと思召、御能被仰付
は、御覧して面々何とて給ハらぬそ清康ハ縁の上にて上覧あり、内膳殿
過去くわこの生姓(性)能ハ主となれり、悪あしきハ内の者をはしめ各御一門其外ハ白砂に畳を
となる也、侍に上下ハなきもの也、ゆるすに敷てけんふつ(見物)ある、然所に内膳殿、座敷
早々はや給ハれ、と御意の下るうへハ余りに畳をしきてありしに、内膳殿無御出(御出無き)
辞退致さは却而あしかりなんと存かしこまつ畏而内に不思知(思わず知らず)して畳のへりに

加兵衛能程に腰を懸けるを内膳殿御覽
して、我座敷に腰をかくるは何者そ
おるせ、と宣ひける、使参りて内膳八おり
給へと被申候、急をり給へと申せは
加兵衛申けるは、尤内膳様の御座敷
に何とて上り申さん哉、不思ひ知(思い知らず)に心なら
す畳のへりに腰を懸申也、御意なく
共見懸かけ申さはおり可申所に畏て御座
候、と申所へ重而御使まいりて早々おり給へ
をり給八す八おろし申せと申付られ
たり、急おり給へと申せは、加兵衛申八、迷惑
なる重々の御使、をり申間敷と申事八
無御座候、畏て御座候、と申所へ、又御使
の儀一入迷惑仕候也、上様の御目の前
諸傍輩の思八、かやう二切々御使被下一吉人
罷立候八、後姿すかたもさひしく候て赤面仕
へく、左様にも御座候八、恐おそれには御座候へ共
御結縁けちえんに被思召、内膳様も御立被成候へ
御供申可罷立、喩(たとえ)八頭八はねられ候共
我吉人八罷立間舗、と申切て御能過る
まで終に不立、御能過て各罷立処に
加兵衛御城へ可罷出由御使立、諸傍輩
も定て御成敗も可有之と申、其身
は勿論おもひ定て御使と同道して
少茂不驚御城へまいる也、清康御覽して
汝等共八久敷譜代の者なれば先々の
一類も多く討死して信光・親忠・長親
より以来忠義尽したる者の末々

殊更汝等も度々の走廻、其名を得たりと
 いへとも、我小身なれば甲斐々々敷宛行(あてがひ)
 はすされとも、譜代の者なれば我か
 為に一命を捨て走廻りをする、ケ様に
 思ひ入たる譜代の者を持たる故に日本国
 が動ごうごて十万廿万騎きにて寄来るとも、五百
 三百にても切懸らんと思ひける八彼等かれらを
 持故也、譜代の者を置いて当座の侍を
 抱て八心気遣、二万三万持たれ八とて其
 儀にて八多勢へ懸かけて利をなさん事八
 思ひもよらす、汝等なんぢら共心を知りはしめ
 譜代の者一人お(を)は神八幡も照覧あ
 れ、一郡二郡くんに八替間舗候、汝等かことくの
 者共を持たる故に我年にもたらす
 其上小身にして十三四に成て天下を心懸
 て一軍せんと思ふ事も汝等共を頼とせし
 に、内膳殿無公汝を踏ふつふさんとし給
 内膳殿義ならば、走廻りの者共には
 情を懸て給ハリ、我等か用にも立様
 にしたまハリ候こそ八本意なるへきに
 却かへつ而ケ様に走廻りの者をなく被成
 んとのあてかひはさりと八公なき
 あてかひこそ有に、汝は度々走廻り
 には宛行事もなく、今日座敷ざしきを
 立なら八惜敷おしきものに八あれ共是悲(非)
 兄弟一類の者お(を)も成敗せいはいせんと思ひ
 定た而唯今立たかいまくと尻目に掛て見て
 あれば、されとも能不立八汝には地方

四貫出しつるか今日よく不立ほうひ五貫重而無御座候と申上けれ八、重而仰ける八、何そ
 九貫にして出す也、と宣のたまへは、是を聞國中のそのミ可有に不申事如何、と思召也、また
 の大小の侍とも申ける八、異国八不いこく知本朝ほんてう申上候八、子共ニ御用に立、三河一國御切取
 には御慈悲御情と言、又武辺といひ清康并の国を思ひ付せて御手をひろ広く候八、
 にましたる主君難有と言しと也、山中の望可申也、只今八望申とも御知行塵ちり
 城を宇津左衛門五郎、忍取に取給ふに、その程も無御座候也、又仰有ける八、山中を
 褒美ほうびをのそめと御意なれ共、上様御忍ひ取に取て得させ候へ八、是にて知行
 小身なれば御知行可給との望も御座有なれ八、望(たへ)て給との御意なり、其上
 候八す、御知行なき事は淵底えんてい存候なり其方望なき故に余人へ少成共(少しなりとも)取する
 御譜代の御主なれば忠節をつくし方ほう事もならぬ、と仰ける、左衛門五良、何と思われ
 ぼうを切とり御手も広く御成天下迄候やらん、上意八過分に候へ共、山中は少
 御心懸候八、望可申也、子共新八郎・左衛門次良・な利り、皆々へ被下候事八たり申間敷候
 弥三郎・甚四郎兄弟四人の者共八其身其御心得候而可給候也、我等共子皆より
 に随て御知行過分に被下候へ八何の望も上に被下候八、神八幡も照覽候へ請取セ

申間舗也、我等に八御分国の内市の舛取は天下を取心持計おもへ、我の所帯方を被下候へ、舛取申付置候八、我等のすき金銀のたくわへなく、人を仕に礼を重あひほと八御座候八ん、と申けれ八、其八くして言葉懸如何にも面の顔ふり安き申様やと被仰ける、其後清康公能うきかゝる様二人に物を出す時は御傍近き衆を被召出、人八欲のはなれ心持を進めて情をよく思ひ出して候と人ことに申候へとも、左衛門五良八今度一門人を八仕ふと申候由、又諸人の面をして山中を忍ひ取に切取、我に得させ能見候へ八如何様の様子は見え候と折々候間、知行遣し度と思召、色々望候へとに異見致候也、前廉にも知行出し仰けれ共不望して只市の舛取役を候へは蔵入も少き程に神八幡も照覽望候也、是八代官などの望なり、日本一のあれ取間敷と申上八、是悲（非）なし、今度分別者、武辺八数度の者なるにケ様のも一円承引せず、色々申候へ八、余人へ八望八下々迄も不致所也、年も寄分別少は取せ候へと申也、子共にも皆々な三も替り申候哉覽無心許（心もとなく）思召也、少の儀に被下よ、多く候八、返し可申と申候也に望ものにて八なく候、我等朝夕異見せし市舛取の役を望し八如何様にも

不審、皆々目を付て見へし、我も目付を十二三年もつふれて候市立候て人足
 つけて見へし、と被仰候也、其後左衛門五良多く前々よりの十市八猶さかり候へは
 御分国中の市へ人を遣けるにわれ(我)遠国敵方の民百姓迄喜よろこひ、何して
 市舛(取脱カ)の役目を被下候也、其所の庄屋成共安城の殿様へ参百姓をとけて
 早々可参と触ふれよひよせ、庄屋共へ申御奉公申度と願候なり、何事に付て
 され候八、御分国に十七ヶ所市有之七市(右)も清康様事あしきと聞て八敵方
 は郡境つふれて有、境目八猶立度候也の女童迄もかなし三申、清康様へ何事
 各何とおもふと也、庄屋共申候八、何としも有之時(之れある時)は注進ちうしん申、其御下にて
 ても立申間舗候、御役目色々多く殊心安き申度、と願候て万事注進
 に境目也、立申事八思ひとも無御座候となど仕候也、清康御目付をつけられ
 申、左衛門五郎、其時舛目の役共をゆる被聞召候へは、舛の事ありのまゝに
 し候也、庄屋、此義におゐて八忝存候、是申上候へは、此役不審に思召候へ八、扱は
 にては市を立候八んと申也、はや〱罷歸左様に有之けるかと思召候て、左衛門五郎
 百姓共に申聞セ悦せ候八んと罷立候を召、何と其方舛の役の事を望候ニ付

出し候へ八舛役等をゆるし(召し)被申候ニ付境 出仕相そなわり奉り候、右の御意の趣
 目の市八立役に立、他領の者迄出入 被打捨(打ち捨てられ)御赦免候八、何とそ(て)清康公へ
 あきない、それゆへに我をしたふの由 遺恨可存候哉、今日罷越出仕可仕と申
 其方の志ゆへなり、忝事筆にも 被参候衆は其通、又八信忠に相背申
 つくしかたし、此儀におゐて八一代 条只今清康へ出仕の事思ひも不寄
 御忘れ有間敷と被仰御悦八限なし と申方へ押寄たまひて踏ふみつふし
 扨八はや此百姓等迄も我を引也、心安 給ひ、手あらく当り給へ八残所の衆八
 思ふ也、五百六百の人数を以あたりを 降参請候へ八、御慈悲なる清康なれば
 切とらんと御一門又は其外国持(小)に 御許し給ふ間、自然と御威勢つ
 身の者迄へも被仰遺(遣)候八、我に信忠 よく御歳十三より御代を請取給ひ
 より跡職あとしきを給、信忠八隠居也、我等に随 御内のしゆ(衆)へ御哀憐ふかけれ八一人(怖じ)おち
 ひ出仕なきにおゐて八此返事により をそれ申事無限、御法度をそむき
 馬を可出也、存分次第可被申越と被仰 申者一人もなし、清康公、常に被仰出
 遣候へ八、信忠に奉背故(背き奉る故)身を引今迄 候やう八、人害(そし)損 さし殺す事は

不便也、一人計にてもなし、死するものは罪なれ共一門の者悲しミ女縁者八科とがを知らず、其女房共の諸親類迄うらみん事を思召御成敗候八て不叶もの、家老中申上候へは、先々の穿鑿せんさくいたし候へと被仰、日を御延、五六度まで同御返事なるにより色々せんさく候て申上候へ八、国所を払候て八法度に八成間舗哉と被仰候ニ付、家老中も兎角の沙汰なく罷在候へ八、清康被仰候八、其親八ケ様成徒いたつら者と八不知也幼少よりそたて置、一門に恥をあたへ候得者者当意八(座)にくしと思ふへし、身をわけぬれはすゑくハ不便なるへし、爰をおもへバ

他国へ追払て尤也、さらは追払とて被仰出候へは、後々は科人八所とがを払れ候て八只御成敗せいはいに逢申社(こそ)本儀也と重ひ参せ(まいらせ)候なり、岩瀬庄右衛門と申足輕此者八大徒者、又八友傍輩をすかし(賺しりだまし)辻切・盗人・棟梁度々におゐて仕る、左様成事八他国へ参り候而も切取仕候故御成敗に定め候へ八、清康公へ申上候処に所を一門して払へと被仰候也、ケ様なる徒いたつら者八国に被召置候ても不入事と思召、御法度と被仰候て御払候へ八、一門かくし国へも可入かと思召、一門に所をはらへと被仰出候也、岩瀬庄右衛門八尾張へ参罷在候へは、瓜生野熊谷か城うりうのに押寄給ひて

御責被成候付、御案内申上、火を付御方(みかた)の内へ御手を懸給ふ、岩崎・信濃を被切取を仕によりて御前八済也、御国を扨て八信濃を八内膳殿へ被遣候也、大永四(一五二四)甲申御成敗程に存候て昔の徒事八少も年十四歳、瓜生野熊谷か城へ働給ひなく甲斐々々敷事なかく可申やうて放火して大手へ八松平内膳殿・松平なし、御知行も三百貫被下候也、御慈悲右京殿其外御一門の衆寄給ふ、御旗本哀三御情ふかく候へ八一人も不足を持セは搦手上の方へ押上給ひて天地を郷給ふ事なし、人を惜ませ給ふ也、御代の音し四方より鉄炮責、時(鬨の聲)を上給ふ、熊谷久敷御譜代なれ八我か馬の先にてもさる弓取なれは事共せずして討死を致させてこそ八武士の本意也大手へ切て出る、松平右京殿八御一門の中何そや徒に人を失ひ不足をもたせんにも勝たる弓取、他人にも(右京殿の)うへこそやと被仰候故に十三歳にて安城の小城者なし、一足もしさらす(しりぞかず)戦セ給ふ、良暫戦を請取給ひ、わつか五六百の人数御十四ひ給ふか多くの疵を蒙り場もさらす歳にてわかこゝろのことく左右と思召人数して主従十二三人同所にて討死し給ふ持来と思召、はや爰かしこを御切取、尾張右京殿は武篇第一、終に逆心なき人

なれは清康公も殊の外憐ミ給ひて
 御落涙無限、其時内膳殿、助させ給八、
 右京殿討死八有ましきに、(内膳殿)一円(助させ)かまわセ
 給わす、清康八搦手の山より見おろし
 たまひて、内膳殿八何とて助さるとて御
こぶし拳をにきらせ給ひ、御眼を見出し御齒は
 かミをし、しらあわをかませ汗をなかさせ
 給ふ御ありさま八役神天魔鬼神も面
 を向へきやうもなし、余あまり御勢すへかね
 給ひて内膳殿召されて、只今右京仕合
 に不レ被レ助して不叶所を余所よそに見て
 国にも替ましき右京を八討せ給ふ事
 去とて八貴方の見殺ころし給ふ、明日ニも
 御覧セよ、弓矢八幡も照覧あれ、我等八
 手前にて一門の者を討せて八見間敷と
 被仰けり、内膳殿異議に不及、内膳殿
 生々の恥也、右京殿八死出の手柄なり
 内膳殿へ被仰にくき事を手ぎつく
(もの)被仰候者かなと各も申候と也、凡異国いこく
 は不知本朝に八ケ様の君は有間敷
(一五五)なり、大永五乙酉年拾五歳、東参河
 吉田を八牧野傳蔵か持来、清康公、各
 を被召御談合有ける八、皆々何とか思わる
 へけれとも東三河を八過半傳蔵くわはんか持也
 小国を二人して持てゑきなし、働て
 手なミを見度と被仰、皆々八何とおも
 八れ候哉と御尋候へ八、去年の御合戦(には)
 御勝候へ八吉田へ御取寄、傳蔵と御合戦

は尤可然也、此の御矢前(先)に八早々御向ひ御尤也
 御馬の進事のよさと御人数のすゝミ
 吉田の人数八御旗本より八三増倍そうはいなるへし
 うれしなきに涙をなかし、いかり声の
 手たて以御取可然候、傳蔵持内へ押込候八、
 よさよ、御旗色はたの見事成風迄も追風
 必々三増倍の人数にて候へ八あなとるへし
 なり、当年十五歳の殿の御進ミを見奉
 殊老功こうの武者より八増て甲斐々々敷
 り余りにうれしかりて御馬の先にて
 御目八きかれ、武辺の道八何もの申上
 朱の丸の扇を腰よりぬき(出し)いたし一さし
 候へ共御聞被成、何事にも邪の道御座
 立舞まいけり、君々たれば、臣もまた水
 なく御分別八凡天下には双(なつ)ひあるまし
 よく舟(つ)をうかふとかやと、舞、武運長久
 御智恵才覚八物事御積つもり八少も無違
 皆令満足(まんぞくせしむ)と舞おさめ、其儘御馬を
 御哀憐あはれ御慈悲情ふかく何にか命惜めしから
 御出、宇津左衛門五郎、切々すゝミて嬉し
 んや、清康公御出立御具足御馬の召様めしやう
 なきに舞たりと皆々一同に申となり
 の見事さよ、吉田八千騎、清康公の
 清康、東三河へ御働被成、段々に備そなへへ
 御人数八五六百也、清康、兼て聞召ける八
 岡崎を打出させ赤坂に御陣を取せ
 少も危事なし、具足の色すゝミたる
 給へ八、先手八御油(郷)がうに陣を取、明け

れは、赤坂を立給ひて小坂井に御旗
立、先手八押おろして下地・御油を
放火する、傳蔵、吉田の城より是を見
て小国を二人して持て何せん、(今度)と
の(序で)ついてかな實否(しつぷ)の合戦して東
三河を清康へ渡す物か、西三河を我か
取ものかにせん、とて大船小船にて吉田
川を打越舟とも置ならば、味方の心も
未練(みれん)に可有と存、船綱(つな)を切流しけり
清康、是を御覽して小坂井より御旗
をおろさせ給ひて向給ふ、傳蔵も下地
を押し上る、清康八下地の堤へ押し上るとし
給ふ、傳蔵も堤へ押し上るとす、両方堤の
はらに伏て半時たかひに心をくたき

声計して大事に懸ケて居たり、傳蔵・
傳次・新次・新蔵兄弟四人一同に東北
に至りけり、清康公八いかにもさ八き
給はず、内膳は両陣にむらかつて東西
を懸廻り、清康八御さ(魔)ひを取敵中へ懸入
覽(懸け入らん)とし給ふ所を御馬取二人御馬の
口にすかり付候へ八、口をはなせ、はなさぬもの
ならば御成敗、とおほせられ候所を
坂部友之助・杉浦鹿之助・久世甚五郎
三人の者走はしりより、いわれさる大将の敵
の中へ懸入せ給ふとて御馬の水つき二
取付けければ、あやかりめはなせ、とて
御さい靡を取なをし給ひてつらを御打
御刀に御手を懸ケさせ給へ八、内膳懸寄

給ひて何者そあやかりめ、清康馬の口を
 放^{はな}して討死をさせよ、大将を八かはふ^(かばう)
 処か有物そ、大将をかはい^(かばい)ても軍兵か
 まくれ^(負くれ)八大将共に討死をするそ、軍兵
 か勝八大将共にいくるそ、はなして下知
 をさせて討死をさせよ、と仰ければ、何者
 にても三人の者の前にて軍法の沙汰
 は日本八不知三河中に心得なし、大将の
 磨取所^{さい}は定^さりて有そ、能所ならば咄^シ^(放し)
 可申、我等三人次第也、知らぬことを申
 もの也、としはし見合御磨と申あけ
 御馬の口をはなせは、先手はきおつて懸る
 なる、其時先手の者共清康の御磨を
 一目見てよりきほひ、堤へかけのほりて
 互^{たかい}に鎧を入、をしつをししかえされて戦へ
 とも敵は千騎、清康は雑兵共に五六百
 なり、その人数にてつきくつして堀川
 へ追入けり、傳蔵兄弟四人、是を見て
 旗本押立て懸るほとに、清康御方も
 追くつされけり、清康八御覧して
 御旗本にて懸給へ八、又四人の旗本を
 追くつして吉田川へ追入候て清康と
 内膳追付、何か八たまるへき傳蔵・傳次
 新蔵・新次四人を討捕、城近き所
 なれは女房子共出て見てときの声
 をあけて泣^{なく}也、惣別合戦八城近き所^二而
 は悪きと也、日本一の大将清康公と
 合戦なら八こい^(御油郷)がうに^(強いて力) 押出して

こそ有へきに小敵と思ふあなとりて戦ゆるさせ給ひて出仕致シ、翌日吉田をまけしなり、城近き故に女房子共のなく御立岡崎へ御帰陣也、諸国にて安城声を聞八三れんの心おこる物也、是と申の次郎三郎清康人の沙汰する事也も清康の御運の強故也、清康八思ひ甲斐国の信虎も申合へきよし
のまゝに合戦に打勝たまひて吉田川使者参也、御年拾五歳の御時なり
の上の瀬へ廻りて河を乗越、吉田の城三河国八御威勢強に付皆々降参して
彖則責入給へ八、女子共八田原へ落行一国は治也、美濃三人衆八早御馬を被出
清康公八吉田に一日御逗留、明ければ吉田候へ御手を取申さんと申越候也、尾張
を御立段々に備、田原へ押寄給けれ八国へ森山御手を取申故美濃へ御心懸
戸田も降参乞ぬれ八ゆるし給ふ、田原有之、森山の御陣（陣）とて一万余にて
に三日の御在陣、明ければ吉田へ御帰岡崎を御立、御一門の衆御先手として
十日御逗留の内に山家三方・つくて・長篠・段々に備被押行、其日岩崎に
田峯・野田・牛久保・新保・西郷・二連木・御陣を取、翌日、森山に御着有りて
伊奈・西郡何も降参を乞ければ御陣をはらせ給ひけり、美濃三人

衆へも御出陳（陣）のよし被仰成けり、織田弾正
 は清須に有といへとも爰かしこ打ちらし
 て放火し給ふ、美濃三人衆悦て頓而須
 の股お（を）打越て可レ致対面と申越候、その
 儀尤と被仰候処に松平内膳殿、瓜生野
 熊谷か所へ御働の時、松平右京殿を助給
 八さるとてあらき御詞を意趣いしゆにこめ謀
 叛心懸、三河国八清康を民迄も思ひ付
 大事に存思ひ入深故、織田弾正忠と申合
 て清康を弾正に攻戦セ、岡崎を安々
 と取物ならは一国八我もの也、上野の城
 に虚病きよをかまへ、今度の御供なし、然に
 織田弾正と内膳殿被仰合別心のよし
 森山へつけきたる、清康被聞召て、内膳
 別心お（を）してあれはとて何程の功を
 なすへきそ、事とも不存思召（思召存ぜず）也、然者森
 山は内膳殿聳なれ八弾正を引請て
 候八、退只今か、と申けれ八、もりやま城を
 出るなら八付入（突入るカ）にして城を焼払候へし
 弾正向ならば願所、戦してはたすへし
 弾正を合戦して勝なは内膳八踏つぶ
 すに不及、独ころひならん、其上弾正も
 我に太刀を合せん事思ひも不寄、出る事
 は成ましき也、安城に有し時纔五百
 三百の人数を持てさへ天下を心懸て有
 しに、百度たひ軍をせず八天下は治かたし
 野に出、山に向ひ敵とたに見るならば
 是悲（非）共に押寄て百万騎ありとも百度

の軍をせんと思ひて有、何時も軍ならば 思八れ候哉、我八一心にケ様に思召と也、各申
はすすましきに、皆々(其)甚心得あれ、と 上る八、御分別のことく何事も可然候なり
仰けり、又退セ給八、おきう(大給)の源次郎 と申上候也、然処に阿部大蔵を清康
との八内膳殿の聲也、如何可有候哉、と 公、御懇に被召仕、出頭して御前の事
申けれ八、中々の事を申かな、若出る は一人の様に何事もはからひ次第に
ならば首に石を付て我と淵へ飛入 なり候より、其身(審り)おこりつよく一門の中を
にこそあれ、それ迄もなし、池鯉鮒(ちりふ)へ は取立、中能衆(仲よき)を八御前にて取なし
いて、直に上野へ押寄、二三の丸迄焼払 候へ八、其諸親類八又頼に頼、何事も叶
て可退、と仰ければ、各申ける八、小川も 八ぬと言事なし、昔も今も頼八ならい
内膳殿の聲なれば定(而)かせい(加勢)も有へ なり、然共下々に至まで不便をくわへ
く候哉、と申ければ、打笑セ給ひて さるによりて殊の外悪敷あたり候て迷(めい)
なか(たち)の事、小川なとか百万騎の人数 惑(わく)いたす事也、同様に出头候者も詞一言
持たりとも我に向ひ太刀を合せんや、若 にて御不足を申身を引也、大蔵ゆへかと
出るなら八満足、と被仰ける、皆々八何と 申也、清康、此儀を被聞召、大蔵壱人

にて諸人に不足を思ハセ如何と被思召 事成、我八努(ゆめゆめ)々逆心は思日不寄、若も我
 先此者御心持にて御つかひ、其上只今 左様の心に成義もあらは、君の御罰
 まて万事御仕、又悪敷被成事も をこうむりて人にもいやしまれ、後二八
 如何と被思召、御遠さけ候へ共、其ため 乞食をすへし、日本八神国なれば
 には惣領の子を御傍そば近く被召仕候へは 諸神諸仏も何か我を安穩あんをんにて八
 大蔵、惣領の弥七郎を呼て申ける八 おかれ候へし、何とて此君の御恩を
 何と哉覽(やらん)さうく敷(騒々しき)に付て我等をも 忘れ申さんや、哀(あわれ) 繩をも懸けられて
 別心を企るやうに沙汰をすると聞、われ も水火の責にも御尋あらは申ひら
 君の御恩ふかく蒙りかほとまて御取立 きてもはて度と存れとも、物をもいわ
 今人と成し我そかし、此御恩を何と せ給八て御成敗有ならは、道のさ
 してか報ほうせんや、此御恩は今生にては わり共成へきに、若も人声高くは(ば)
 報する事申々難成、と寝ても此儀 浮世もさうく敷(騒々しき)あるならは、我等を
 計を思ひ暮し候也、ケ様に人に沙汰を 御成敗と心得て汝等八早々何方へも
 いたさるゝ事八天道のつきはてたる 落て山家に取籠りて三・五年も

過候て目安をかつき可申上也、我親八逆心の儀努々心にも無御座候、浮世にて其沙汰仕候は、内々承及候得とも、我心に努々左様成義八無御座候、又八仰出シも無御座候八、是悲共(非)可申上と存候へ共仰出も無之候故、乍存御沙汰の躰(てい)迷惑ニ仕候と、其身も我等に申置候、又八大蔵方よりも書付を以可申上候得共、あやまりあるに似たると存、又八其証せう拠こ少成とも似たる儀も有ましければ、仰出も御座候時是非可申上と存罷在、御譜代久敷被召仕申のミならず 剩あまひ君の御影を以て人と罷成、御恩を忘れ逆心申なら八、日本国に諸神もましませは

天命もよく八有間敷、此上にて七逆罪を蒙りて無間の住家を致さんに、何とて君二弓お(を)引、別心申上候はん哉、ゆめく御科を父子共不存候由を可申上候御懇に御傍近く被召仕候へ八、親の事を申上尋常に腹をきるへし、と申聞候へ八、父の命を背、御主に敵を申上七逆罪の科を蒙り日本一の罪人と八弥七郎めか事也、此世計の事か八万地獄餓鬼畜生道へ長落へき事無念さよ、と可申由、申聞候と也、然処に君の御運命つき給ふ也、御馬はなれて人声たかく候へ八、父の大蔵を御成敗かと心得て、清康公、碁盤こはん上にて

御軍立被成候とて御草臥、碁盤を

(おなじく)

同 八御身も我等共と一度に切給へと存也

御枕に被成、少御まとろ三候処を千子

腹切事八いつに(て)も安し、と申ければ

の刀にて只一刀ニ切奉る、植村新六郎

新六郎、聞て追腹の切所は何(いず)くにて

(ありあわせ)有合、弥七郎を其場にて切伏ける

御座候哉といひけれ八、各申され候八

各はお(を)聞かけつけ、君の御有様

追腹の切所と言八、十日か内に岡崎へ

を見奉て落涙無限、をのくあきれ

織田弾正忠押寄、若君をむなしく

て居たる所、新六郎申けるは、御主の

いたし、内膳殿を旗下に付て岡崎を

敵八討候也、此上は腹を切て御供可仕

取り、内膳殿へ渡すへし、さあらは

由申、其時、おの柄申ける八、弥七郎を

来世に御座有清康(の)御恨、若君の

切候事、手柄不申及無比類、組有合

御思ひもありなん、清康、日比八御慈悲

たらは誰か御身に劣おとらんや、追腹を

ふかき御情時の間もわするゝ事なし

切申されんとの事、これまた御身に

其儀を思ひ出しぬれは爰にて

誰かおとらんや、御身八腹を切たまへ

留とまるなり、弾正忠押寄候時、是にて追腹

我等共八追腹切へき時節に切へし

を切程ならば若君の御先にて

追腹の切所、是也、と宇津左衛門五郎・大久保 三十歳迄も御存生ならば天下八たや
 新八郎父子申けり、新六郎、是を すく治給ふへきに、廿五をこへさせ
 聞、げに思ひ誤りて候、おのくの仰一ツ 給はて御他界有こそ口惜けれ
 として違義あらし、我等も是にて 天文四(一五三五)乙未年十二月五日、清康卒
 腹を切ましき也、各と一同に若君御供 森山くつれと申八此事也、参州にて
 仕、追腹を切へし、とて森山を落て 其節皆々寄会申けるは、御慈悲なる
 歸る、森山も落勢なれ共心も不替 によりて弥七郎、御傍ちかく被召遣也
 して(手カ)も不付返しけり、内膳殿も 親出頭を仕候て被召仕候へ八万民迷(めい)
 只今手出しあらは、城を持たためて 惑仕事有之に付、清康聞召一人を
 成間舗と被思召ける哉そらたのみ 皆々にかへかたく思召て御遠のけ万
 をして二三ヶ月の間兎角の御取あひ 民を御たすけ外(ほかさま)様へ御出し、奏者
 もなくして万指引(指引き御座なされ候)被成御座候也 の役を被仰付候、此者の親違目もあ
 其内に内膳殿へ悉く引付給ひ入(て)るならば親子共に御成敗か、又八改易(かい)
 我もの同前にいたされけり、清康 か可有之、親近く被召仕出頭を御遠

のけ被成候故に悴を被召仕候也、親、悪心
 なきに付て若キ子に不入事を申聞
 せし故也、分別まで違候親子共に
 遠のけ御仕候八、如此八有ましきに
 是と申も御情ふかく御運命尽給
 ふなれは無是悲也、其後大蔵(ハ)山伝シテ
 遠州へ退也、後、廣忠十二の御歳、松平
 内膳殿八若君を我か所へ御越御遊候へ
 とて御連たち候かと思へ八、伊勢へなかし
 候、其節、皆々合戦の手たて申候へ共
 若君を害し給八、何を申ても無益
 と思日心(ひ)を合てたる(ママ)三罷有しとなり
 若君を害し給八、内膳殿を責殺
 すへき内談究候と内膳殿被聞候て
 伊勢へ流し申さるゝ八天道の助給ふ
 かと御譜代の者共八皆百姓に成候
 時を待て罷在候也、忍ひく(ハ)にハ伊勢
 系大久保新八郎以使者申上候八、是悲
 共に時分を窺ひ一度岡崎へ可奉入
 と申候也、内膳殿八大叔父なるに、むこき
 人なれは御用心可有と也、御譜代の
 者八皆々内膳殿に不相隨、百姓ニ成
 罷在、御傍の衆能々御用心候て可給
 と也、むこき人なれは忍ひを遣して
 害し申事も可有之候、二三年の
 中八御心付候て可給候也、と申つか八し
 候也、伝聞(伝え聞けば)八大蔵八其元へ御供仕候て
 参候由、御譜代の主君を又見上申候はん

存参候事、去とて八奇特なり、能々そた
て申上候へ、駿河義元へ是非共訴訟
可申上候、三年之内に竹千代様を岡崎
系可レ奉レ入也、其内用心尤也、爰元御
譜代の衆何方へも不参候也、内膳殿八
何方へそ参候て訴訟可致と思八れ、所々
に目付を被付置候也、岡崎の城には
内膳殿甥の松平蔵人殿を預ケ置候
なり、時節を見合、談合仕可申上候
大蔵又も悪心持候八、今度は御譜代
の者共親の寇程(あだ)にうらミ可申候なり
若君を大切にしていして可給候也、然に
若君、伊勢へ御越の時、池鯉鮒へ罷出
悴めか御譜代の主君様を切奉る
事、此者八必八万地獄の住家也、我も
親なれば日本八神国、後は我等共に
落候事は必定也、若君不慮の御
仕合にて御牢人被成、是と申も悴
免(め)が態(わざ)なれば、我等今度罷出候事八
迎も死(に)申義也、御手ニ懸り(果て)はて申度
と存、是迄罷出候、とて脇指・刀共に
溝へすて、頓(口説き)御近所へ首をのはし罷在
大蔵くとき申八、我親成儀八誰も御存
候、只御成敗、と申上候、竹千代様御覽候て
しはし御守り御供の衆へ向ひて如何と
被仰候て御供の衆八兎角の御返事
なくまかりある、竹千代様扇子をぬ
かせられ頭をニツ三ツ御打、ゆるす、と御

意被成、其方伊勢へ(大藏は)御供仕、御歳十三の参州・遠江・駿河にはつゝく人なし、暮まで罷在、暮中に伊勢をたち岡崎の城へ可奉入手立に忍ひ三河系参候へ八、内膳殿法度つよく有之に付、かたはらを忍ひ大久保新八郎に逢て如此の仕合にて駿河へ下り候と談合候へ八、内々にて荒河殿を頼入申也大方調申由也、弥はやく下りて調へ上り候へと暇乞してくたりけり

参州・遠江・駿河にはつゝく人なし、浮世を御廻り候へは何事も可有御聞候間、如右の(右の如くに)御書付末の物語に可被成候、必々此書物誰人にも御見セなきやうニ可被成候、此御代八末程繁昌可有候間、御代々を書付候て子共に可有御渡也、尾張衆・駿河衆書付置候へ八、吉野三太夫借り候て返し不申候也、必々御借候(かし)(八脱方)て可有御覽候也、以上

(一五四)
天文十一壬寅年九月吉日 関野済安

右是迄八我等聞見及申分書付申也
はや年も寄て手足も不自由、目も
不得見候間、此書物我三代の大事の
本にて候へ八、和殿八本道外科金瘡

丸山文濟殿
参